

林業公社に関する懇談会 報告

平成12年12月

林業公社に関する懇談会

- 目次 -

1	はじめに	1
2	林業公社の現状	1
	(1) 事業実績	1
	(2) 出資状況等	2
	(3) 資金調達等	2
	(4) 都道府県による財務改善等への取組	2
3	今後の林業公社の役割	3
	(1) 経緯	3
	(2) 拡大造林からの脱却	3
	(3) 林業公社への期待	4
	(4) 林業公社の役割の明確化	4
4	今後の林業公社の事業展開	5
	(1) 経営の安定化	5
	(2) 既往の分収林の管理経営	6
	ア 保育・間伐の着実な実施	
	イ 施業の転換等	
	ウ 分収林契約の変更等	
	エ 木材の安定供給と販売収入の確保	
	(3) 新たな事業展開	8
	ア 事業対象地の選定	
	イ 森林整備の手法	
	(4) 地域の理解の醸成	9
5	今後の取組に向けて	10

1 はじめに

林業公社は、森林資源の充実を図り、国土の保全、山村地域の振興等に寄与すること等を目的とする公益法人であり、昭和34年に長崎県で初めて設立されて以来、38都道府県において42法人が設立され、森林所有者による造林が進みがたい地域において、分収方式による造林を計画的・集中的に推進してきた。

しかしながら、近年、森林に対する要請は多様化・高度化しており、これまでに造成された森林について多様な森林整備を進めていくとともに、森林所有者の林業経営意欲が低下する状況において、森林の有する公益的機能を確保していくため、林業公社が公的機関の一つとして一定の役割を果たしていくことが期待されている。

一方、林業公社は、事業資金を借入金に大きく依存してきたため、多額の債務を抱えているが、材価の低迷等により将来の損失の発生も危惧されることから、今後の事業展開に当たっては、このような状況を踏まえた対応が必要となっている。

昨年、林野庁長官の私的懇談会である森林・林業・木材産業基本政策検討会の報告がとりまとめられ、森林・林業・木材産業に関する基本的課題等が示され、この中において、公的関与による森林の管理・経営体制の整備が課題の一つとして取り上げられ、また、本年10月には、林政審議会により、「新たな林政の展開方向」が報告され、公的関与による森林の管理の一環として、林業公社が、公益的機能の発揮が求められる森林の整備に一定の役割を果たすことが期待されるとされたところであり、今後の林業公社の方向を早急に整理する必要がある。

本懇談会は、このようなことから、林野庁長官の私的懇談会として、今後における林業公社のあり方等について検討してきた（主要な論議は別紙のとおり）。この報告は、これまでの検討の経過を踏まえて、林業公社の適切な事業展開に資するよう、その果たすべき役割、今後の事業のあり方等について取りまとめたものである。

2 林業公社の現状

(1) 事業実績

林業公社による造林は、昭和34年度に長崎県の対馬において100ヘクタールで開始されて以来、各都道府県における公社の設立等により順次拡大し、昭和48年には年間2万ヘクタールに達した。その後、拡大造林適地の減少、林業公社の財務事情の悪化等から、その造林面積は年々減少し、平成10年度にはピーク時の2割弱の3.7千ヘクタールとなっているが、民有林における造林面積全体が縮小する中で、なお民有林における造林面積の1割を占めている。また、造林面積の累計は、42万ヘクタール余りと民有林の人工林面積の約5%となっている。

その対象地は、公有林が約2割であり、私有林への造林が8割となっている。

分収造林契約の形態は、林業公社が造林費負担者を兼ねる造林者となる土地所有者と

の間の2者契約がほとんどであり、林業公社が造林費負担者となり地元森林組合や市町村を造林者とする3者契約を行っているのは3公社のみである。

分収育林の実績は、昭和58年度に開始して以来、26公社で8千ヘクタールとなっており、また、林業公社以外の者が費用負担者である3者契約を行っているのは13公社に止まっている。

また、分収方式による森林の造成・育成のほか、これまでに蓄積されてきた技術を活用して、県有林の造林・育林、森林公園等の施設整備・管理、各種調査・測量、森づくり等の普及啓発、各種研修等の受託事業を行っている。

(2) 出資状況等

林業公社への出資金等の拠出は、7割が都道府県によるものであり、いわゆる都道府県の外郭団体となっている。市町村が出資等を行っている公社は28公社であり、その拠出額は総額の2割を占めており、大部分が行政機関によるものとなっている。

なお、2公社については、水源地域の造林を目的として設立され、下流域の府県や市町村からの出資を受けている。

(3) 資金調達等

林業公社の分収林は35年生以下の人工林が主体であり、今後とも保育・間伐を必要としている段階にあり、当面まとまった収入は期待されないことから、その運営資金のほとんどを補助金及び借入金に依存せざるを得ない。

平成10年度については、事業費の総額351億円のうち国及び都道府県の補助金が171億円と約半分を占め、残りが農林漁業金融公庫や都道府県からの借入金等となっている。また、借入金の償還、人件費等の管理運営費は416億円であり、そのほとんどが都道府県、市中銀行等からの借入金となっている。

この結果、分収林の造成のために借り入れた債務の残高は、平成10年度末現在、農林漁業金融公庫46百億円、都道府県36百億円などとなっており、総額約9千億円にのぼっている。

(4) 都道府県による財務改善等への取組

林業公社は、都道府県によって指導、監督が行われており、それぞれの実態に応じて各都道府県による支援が行われている。

特に、近年、造林経費が増嵩する一方で、木材価格が低迷していることから、将来、損失の発生が危惧されている。このような場合、債務の償還に支障を来し、林業公社の債務保証を行っている都道府県の財政にも影響を及ぼすこととなること等から、都道府県においては、その貸付金の無利子化等に努めてきており、これまでに17都県において無利子化が図られているほか、貸付金利の低利化等の財政支援措置が講じられている。

3 今後の林業公社の役割

(1) 経緯

林業公社は、森林所有者による取り組みによっては拡大造林の推進が困難となっていたこと等から、分収方式を主体として造林・育林の事業を行うことを目的として設立された。

このような林業公社に対する国の考え方が示されたのは、昭和40年に公益法人の設立の許認可権限が都道府県に委譲されるに当たって示されたのが最初である。ここでは、造林事業は自営造林を基本とし、林業公社は、その補完的なものとして、未開発地域の拡大造林を推進する機関と位置づけられていた。

当時は、我が国経済の急速な発展に伴う木材需要の急増や、薪炭需要の激減と広葉樹パルプ用材の需要拡大を背景として、未立木地や旧薪炭林を人工林に転換する拡大造林が森林整備の大きな課題となっており、資金上の制約や、組織の弱体等から森林所有者や森林組合等による自主的な造林が困難な場合に、都道府県、市町村のほか、林業公社の参画による造林が有効であった。

その後、昭和58年の森林法及び分収造林特別措置法の改正により、間伐・保育が適正に行われない森林（要間伐森林）についての権利移転等の協議勧告制度が導入されるとともに、これを実効あるものとするために分収育林制度が制度化され、その担い手として、林業公社を念頭に置いた森林整備法人が位置付けられた。さらに、平成3年の森林法改正により、要間伐森林についての「施業代行制度」が導入された際も、林業公社は施業代行の受け皿として想定されており、森林整備に係る公的な主体としての側面が期待されている。

(2) 拡大造林からの脱却

森林に対する国民の要請は、かつてのような木材の量的生産の拡大を求めるものから、水源かん養、災害の防止、保健・文化・教育的利用の場の提供等の多様な機能の発揮を求めるものへと変化しており、国際的にも、生物多様性の保全、地球温暖化防止等を含む多様なニーズに永続的に対応すべきという「持続可能な森林経営」の推進が課題とされている。

我が国の森林資源の整備の方向については、このような状況も踏まえ、平成8年の森林資源に関する基本計画において、「人工林の造成はほぼ達成され」、「今や造成を基軸とする段階から、森林を健全な状態に育成し、循環させるという質的充実を基軸とすべき段階になっている」と位置付けられている。

このような中で、拡大造林の担い手としての林業公社の役割は終了し、林業公社は、実質的に、森林の有する多様な機能の維持増進を図るための森林整備の担い手へと変化しているものといえる。

(3) 林業公社への期待

これまでに造成してきた森林は、未だ育成段階にあり、これを適切に管理経営していくことは分収林契約上の当然の責務である。

このような点に加え、林業公社は、都道府県や市町村の出資を受けて設立された公的機関として、地域住民の福祉の向上や地域経済の発展に資する森林の管理経営を行っていくことが要請される。

特に、林業公社が造成してきた分収林は、一般的には立地条件が劣る奥地に存し、公益的機能の維持増進に資する森林整備が要請される場合が多いものと考えられる。

また、ほとんどの林業公社で分収林の造成に当たって団地面積の下限を設けていること等から、団地的なまとまりのある森林を対象とした効率的な施業が可能であるという利点を有している。この点においては、緊急の課題となっている間伐の集団的な実施の中心となっていくことが期待されるとともに、計画的・安定的な木材の供給等を通じて、地域の振興に寄与していくことが可能である。加えて、適正な森林の整備や木材の生産は、地球温暖化防止に資する二酸化炭素の吸収・固定の面から環境保全にも資するものである。

さらに、近年、林業採算性の悪化や林家の林業収入への依存度の低下等から、森林所有者の林業経営に対する意欲が低下しており、健全な森林の維持に必要な整備が行われず、公益的機能の発揮に支障が生じることが懸念されていることから、森林の整備に関する技術力を蓄積してきた林業公社が、このような情勢を踏まえ、一定の役割を果たしていくことが期待されることである。この場合、森林計画制度上、民有林における森林施業等のあり方を方向づけ、これに従って森林所有者等の指導・監督を行う市町村や、森林施業の実施に当たる森林組合等の事業体の果たしていくべき役割との関係、これらの関係者相互の連携のあり方といった地域における森林の管理体制についても検討する必要がある。

なお、一部の林業公社においては、森林ボランティアの活動の場の提供等を通じて、森林整備についての理解の醸成に努めており、地域における森林の整備を担う公的機関として、このような分野での先導的な役割を果たしていくことも期待される。

(4) 林業公社の役割の明確化

林政審議会の報告においては、多様な機能の発揮のための森林の適切な管理を推進していくとの観点から、重視すべき機能に応じて森林を区分し、その区分ごとに最もふさわしい森林の整備を推進すべきとされている。また、経営意欲を失った森林所有者の施業・経営を安定的・効率的に施業・経営を行える者に集約化していく必要があるとされている。さらに、公益的機能の確保の観点から必要な場合に、治山事業や緑資源公園による森林の整備と並んで、林業公社が一定の役割を果たしていくことが期待されるとさ

れている。

林業公社は、このようなことも踏まえ、これまで造成してきた分収林について、地域のニーズに応えた整備を行っていくとともに、森林所有者自らによる又は森林組合その他の事業体の受託を通じた整備が十分に行われない森林で、公益的機能の発揮が求められる森林の整備に当たるなど、適正な森林の整備を担う公的機関の一つとしての役割を果たしていくことが必要である。

一方、林業公社は、都道府県、市町村等の出資により設立された公益法人であり、それぞれが地域の実情に応じて独自の事業を展開してきていることから、全国的・画一的にその役割を規定するには馴染まない面がある。

また、林業公社は、多額の債務を抱えるなど厳しい財務事情にあり、今後の事業展開に当たり、経営の安定化が必須の課題となっていることについて、十分な考慮が必要である。

このため、国及び地方において、林業公社への期待を明らかにするとともに、それぞれの林業公社が、関係者の合意の下に、上記のような期待や財務事情等を踏まえつつ、その今日的な役割を明確化することが適当である。

4 今後の林業公社の事業展開

(1) 経営の安定化

木材価格の低迷、労賃の上昇等林業を巡る情勢が厳しさを増している中であって、林業公社が地域の実情に応じた森林整備の一翼を担う公的機関としての役割を十全に果たしていくためには、その経営の安定化が必要である。

特に、既往の分収林の造成のために借り入れた債務の償還は、債務者としての責務であるとともに、林業公社が法人として事業を継続していく上での前提となるものである。しかしながら、既往の債務は、過去に補助金ではなく制度資金に大きく依存してきた部分があること、金利水準が高い時期があったこと、管理的経費までを借入金に依存してきたこと等から、多額に及んでおり、その償還財源を分収林の木材販売収入に限れば、木材価格いかにによっては、将来の償還に支障を来すおそれがある。さらに、林業公社の債務保証を行い、また、資金の貸し付けを行っている都道府県の財政にも影響を及ぼすこととなる。

このため、多くの林業公社において、経営改善に向けた取組を行っているところであるが、さらに、適切な方法による資産の評価を含め、今後の施業のあり方等を踏まえて財務分析を行い、債務の償還の見通しを明らかにした上で、徹底した自助努力を行うとともに、関係者に支援を求め、一層の財務体質の改善を進めていく必要がある。

また、これまでに造成された分収林の取扱いについても、今後の林業公社の果たすべき役割等を踏まえて検討を行うほか、新たな借入金の発生や利息の増大の抑制を図って

いく必要がある。加えて、既往の分収林の資源内容が充実しつつあることを踏まえ、木材販売収入の増大に資する方策を講じていくことも重要である。

さらに、債務の増大を避けるために新規事業を縮小する傾向も見られるが、一方で、森林所有者等が自助努力を行っても適正な森林管理が困難な森林も生じていることから、補助事業や制度資金を活用するとともに、関係者の理解と支援を得て、経営コストやリスク負担の軽減を図りつつ、地域の実情に応じた事業展開を図っていくことが望まれる。

(2) 既往の分収林の管理経営

ア 保育・間伐の着実な実施

公社の分収林は、未だ生育途上にあり、当面は、保育・間伐を着実に実施していく必要がある。特に、間伐の推進が民有林全般を通じた現下の森林整備の大きな課題となっていることから、林業公社は、地域における取組の中核として、市町村、森林組合等と連携を図りつつ、計画的・効率的な間伐を推進していく必要がある。

この場合、間伐等に要する資金は、当面、補助金及び借入金に依存せざるを得ないことから、森林整備に係る制度資金を十分に活用するほか、造林関係補助事業や関係地方公共団体による支援等を利用するなどにより、借入金及び利息の増大の抑制に資する方策の推進を図る必要がある。

イ 施業の転換等

林業公社の分収林は、近い将来、順次、伐採時期を迎えるが、その齡級構成が齡級前後に偏っていることや、契約によって伐採時期が左右されることから、このままでは、伐採が集中的に行われる可能性が高い。

近年、公益的機能の発揮に対する要請が高まる中で、公的機関が集中的な皆伐を行うことは、地域の理解が得られ難い。また、現在の木材の市況からみれば、40～50年生程度で皆伐を行った場合には、造林投資を回収できず、損失が発生する可能性があるほか、皆伐跡地の造林が円滑に行われずに、大面積の造林未済地が発生するおそれもある。

このようなことから、現在、多くの林業公社において、伐期の長期化、伐採時期の分散等に取り組んでいるところであるが、従来の契約の前提としてきた画一的な皆伐を行う施業から、伐採時期の延長・複層林への誘導等施業の転換を図るための取組を進展させることが重要である。

この場合、伐採時期の延長に伴い、投資の回収に長期を要することとなり、利子の支払総額が増加するほか、立木の健全性の維持や、下層植生の発達、下層木の生育のため、適切な抜き伐り等を計画的に実施していくための新たな投資が必要となる。

適正な森林整備を進めるための措置としては、造林関係補助事業や、農林漁業金融

公庫の造林資金のほか、長伐期施業等への転換のための既往の造林資金の償還に必要な資金を融通する施業転換資金や分収林機能高度化資金があり、これらを最大限活用していくなど、施業の転換の一層の促進に資する方策について検討すべきである。

ウ 分収林契約の変更等

施業を転換するためには、分収林契約の契約期間等の変更が必要となる。この場合、契約相手方が市町村であるときは、比較的円滑に契約変更が行われることが多いが、分収林契約の多くを占める私有林や共有林の場合には、土地所有者が「自分の代に少しでも収入を得たい」などとして契約変更を拒否したり、「期間延長に伴う補償をすべき」などと主張して理解が得られない場合があるほか、世代交代に伴う相続の手続きが行われていない、離村等により所在が不明となっているなどのケースもある。

分収林契約は地上権の設定を伴う民事上の契約であって、土地所有者全員の合意なくして一方的に契約を変更することは、財産権との関係からあり得ず、土地所有者の理解を得ていくための多大な労力が必要であることから、これが円滑に行われるような方策も検討する必要がある。

また、分収林契約を維持しつつ複層林化を図っていく場合、次世代の更新に必要な経費や、その持分の取扱いについての検討も必要である。

さらに、公益的機能の確保のために強い施業制限を課すべき森林や、天然林化を図っていくべき森林、気象害や病虫獣害等により、通常的林業経営の範囲では継続的な森林施業が期待しがたい森林については、分収林として維持していくことが適当でない場合もある。このような場合には、その森林の取扱いについて十分な検討を行った上で、契約の相手方との合意形成を図り、分収林契約を解除することについても検討が必要である。なお、分収林契約を解除する場合には、当該森林に係る既往の債務の償還や、これに必要な財源について考慮する必要がある。

エ 木材の安定供給と販売収入の確保

林業公社の分収林は若齢に偏っており、これまでは間伐についても伐り捨てが中心であったが、今後においては、これが急激に壮齢化していくことから、長伐期化等を図ることとしても、木材の供給に大きな影響を及ぼすこととなる。また、林業公社の経営改善を図っていくためには、支出の抑制、収入の確保の観点から、具体的な販売戦略を早急に確立することが不可欠である。

この場合、林業公社は、計画的な木材の生産を通じて、安定的な取引関係の構築が可能である一方、年齢構成が大きく偏っていることから、急激に伐採を増加させようとしても、地域によっては素材生産や木材の流通・加工体制が整っていないという事態も懸念される。

このため、林業公社が、立木の販売価格や素材生産の請負価格を合理的に算定する手法や、立木又は素材の販売方法について整理するなど、市場動向の把握や有利販売

のための体制を整備するとともに、素材生産、木材の加工・流通の合理化について都道府県、市町村、森林管理局や、森林組合、素材生産業者、木材関連業者等の関係者との連携を図り、木材の販売先の確保に努めていく必要がある。

(3) 新たな事業の展開

ア 事業対象地の選定

拡大造林からの方針転換や、債務の増大を抑制するため、林業公社の新規の造林面積は年々減少しており、また、分収育林の実績も低位に止まっているところである。

しかしながら、林業公社が行う必要のある森林整備の安定的な実施を通じた雇用機会の確保を望む声があるほか、伐採後に必要な植栽が行われずに放置された森林の発生が見られる状況においては、林業公社の事業の縮小は水源かん養機能等の公益的機能の発揮の観点から問題であるとする意見もある。一方で、林業公社が放置されている伐採跡地への造林に全面的に当たることとなれば、森林所有者が安易に伐採跡地を放置するような状況を助長するおそれもある。

また、公益的機能の発揮のために間伐等が必要な森林であって、森林所有者による自発的な整備が進みがたい場合に、林業公社が整備に当たるときについても、既往の分収林と一体的に取り扱うことが効率的なものを中心とするなど、林業公社の実行体制を考慮する必要がある。

さらに、分収方式により整備を図る場合には、林地の生産力、立地条件等を踏まえて、将来の収支を十分に考慮すべきである。

加えて、林政審議会の報告においては、森林所有者には森林を適正に管理する責務があることを明確にする必要があるとした上で、自ら森林の管理を行うことが困難な森林所有者の施業・経営を、林家、森林組合、素材生産業者等の中で安定的・効率的に施業・経営を行えるものに集約化していく必要があるとされており、また、森林所有者が安心して施業・経営を任せることができるよう、市町村長によるあっせんの実施等地方公共団体が関与する仕組みを設けることの必要性が言及されている。

このため、今後における事業の展開については、地域における森林施業の実施状況や森林の立地条件、市町村や森林組合等の事業体との関係等を踏まえ、関係者の合意形成を図りつつ、森林所有者、森林組合等民間の自助努力によっては公益的機能の発揮に必要な整備が進みがたい森林であって、林業公社による効率的な森林施業が可能と見込まれるものに限定するなど、事業対象地の選定の基準を明らかにするといった対応が必要である。

また、そのことを森林所有者等に周知するなどにより、森林所有者が、林業公社と分収林契約を締結することを期待して、自ら造林を行うことを前提とせずに安易に伐採するような事態を回避するとともに、森林組合等による間伐等の計画的な実施を促していくことが重要である。加えて、今後、林業公社の分収造林に先立って行われて

いた都道府県や製紙会社を当事者とする分収林や公有林野等官行造林地が、順次、契約期間の満了時期を迎えるが、その後、土地所有者による造林が行われず、林業公社が造林を実施せざるを得ないという事態が広く生じることのないよう、これらの分収林契約の延長等の方策を講じていく必要がある。

イ 森林整備の手法

林業公社による森林整備の中心的手法となっている分収方式は、造林者が立木の一部を共有し、分割請求権が排除されるとともに、造林のための地上権の設定を前提とする制度であることから、造林者にとって強固な権原が生じ、長期にわたる立木の生育期間を通じて森林管理を行う場合の手法として有効なものである。

一方、分収林契約は、将来における伐採収入により投資を回収するものであることから、伐採収入の多寡により、資金を調達する者に損失が発生することがあり、今後の経済情勢が不透明な中にある場合は、費用負担者の経営リスクは大きい。厳しい財務事情にある林業公社が、期待される役割に応じて安定的な事業展開を図っていくためには、コストや経営リスクを林業公社のみが負うことなく、関係者で分担することが適当と考えられる。また、林業公社がコストを負担する場合にあっても、借入金の発生を出来る限り抑制することのできる手法を採用していくことが必要である。

この場合、造林関係補助事業、制度資金等を最大限有利に活用していくことが重要である。なお、上下流の地方公共団体の話し合いに基づき水源維持等のために下流団体が行う負担、分収林契約に要する経費等や、国土保全に資する業務を行う第3セクター等の設立に対する出資・増資、第3セクター等が行う国土保全に資する業務に対する助成について、一定の地方財政措置が講じられており、このような措置を活用することにより、林業公社を支援していくことも可能となっている。

今後の分収方式による整備については、林業公社が当事者となる契約を締結する以外に方法のない場合に限定する、分収割合を見直し林業公社の持分を大きくする、林業公社は費用を負担しない造林者又は育林者として位置づけるなどの工夫が必要であり、また、借入金に係る利息の一層の軽減方策についても考慮する必要がある。

また、林業公社がコストやリスクを負担せずに森林の整備を進めていく手法としては、従来からの分収方式にこだわらず、林業公社が長期的観点から森林の施業又は経営を受託し、その整備に必要な費用を森林所有者に求めていくなどの形を積極的に採用していくことが有効であり、市町村を含めた関係者の調整等により、このような取り組みを促進していく方策を検討する必要がある。

(4) 地域の理解の醸成

林業公社は、都道府県や市町村の出資により設立されている公的機関であり、今後の事業展開に当たっては、自助努力はもとより地方公共団体等からの支援を受けつつ、地

域の要請に応えた森林の整備を推進していく必要があることから、その事業のあり方について、地域の森林整備の方向と整合を図り、関係者の合意形成を図っていくことが不可欠である。

このため、林業公社の分収林の立地条件、成育の状況等の現況や、財務状況等について情報公開を積極的に行っていくことが必要である。

また、地域森林計画や市町村森林整備計画において示された地域における森林整備と、そのための体制整備の方向を踏まえつつ、既往の分収林について、その現況と地域の要請に応じて、どのような取扱いを行って行くべきか（どの分収林についてどのように施業の転換を進めていくか等）、林業公社がどのような森林を対象として、どのような手法で整備に当たっていくか（今後の事業対象地又はその選定の考え方等）、さらには、厳しい財務状況の下で、どのような自助努力を行っていくか、といった事業展開のビジョンを明らかにしていくことも重要である。

また、森林整備の必要性、林業公社の事業等についての一般の理解を深めるため、森林ボランティアの受け入れ等を通じたPR方策についても検討が必要である。

5 今後の取組に向けて

近年、多くの林業公社について、事業対象地や森林施業の内容の見直し、管理経費の縮減、各種施策の活用、都道府県による支援等の検討が行われているが、さらに、この報告の内容を参考とし、地域における森林の管理体制や森林に対するニーズ等を踏まえ、経営改善計画の策定等を通じて、各林業公社の果たす役割や、経営の安定化の方策、今後の事業展開等について検討を進めることが望まれる。

また、その検討結果に基づき、幅広い関係者の理解と協力を得て、関連施策を十分に活用しつつ、具体的な取組を着実に積み重ねていくことが必要である。

なお、情勢の変化に適時・適切に対応していくため、事業展開のあり方等について定期的に点検を行い、必要に応じて見直しを行っていくことも重要である。

1 林業公社の位置づけ

- ・ 林業公社は、森林の有する公益的機能の発揮、雇用機会の創出等を通じた山村地域経済に重要な役割を果たしており、森林の整備を担う公的機関として、今後の林政における位置づけを明らかにすべき。
- ・ 今後の林業公社のあり方については、市町村、森林組合、森林所有者等の役割との関係を整理する必要がある。

2 経営の安定化

- ・ 倒産して債務帳消しということは考えられず、償還しなければならない。債務問題が片づかなければ、新たな取り組みを行うことは困難ではないか。
- ・ 債務問題は、基本的には、公社自身及び債務保証も行っている都道府県の問題だが、全国的な課題でもある。林業公社による自助努力による経営改善のみでは限界があり、特に、利息の問題が大きい。財政面からの支援や、林業公社にも活用できる公的な金融措置が講じられているが、その拡充が必要。
- ・ 安定的な事業展開に資する造林関係補助事業の拡充、制度資金での対応、都道府県による貸付金の無利子化のための地方財政措置等の具体的な施策を示すことができないか。

3 既往の分収林の取扱い

- ・ 公益的機能の発揮等の観点から、既往の分収林を当初の契約に従って皆伐することは理解が得られないのではないか。
- ・ 既往の分収林を今後どのように取り扱っていくかを明らかにすべき。
- ・ 伐期の長期化等に必要な契約変更には、多大な労力が必要。

4 今後の事業展開

- ・ 厳しい財務事情等から、事業量が急激に縮小しているが、公益的機能の発揮や山村振興の観点から、引き続き地域の要請に応えた事業展開が必要ではないか。
- ・ 自ら行うべき森林の管理を林業公社に委ねている者にメリットがあるような形では、公的な資金を投入する事業として、一般の理解が得られないのではないか。

5 分収方式

- ・ 公社が経営リスクの全てを負う従来の形の分収方式のみでは、都道府県としても事業縮小せざるを得ないのではないか。造林・育林に要した経費を控除した上で収益を分収するような方式も検討すべき。

6 公社事業への理解の醸成

- ・ 公社への支援を得ていくためには、公益的機能や公社の存在意義に対する理解を深めていくことが必要。
- ・ 森林ボランティアの活動の場の提供等に先導的な役割を果たして行くべき。